

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会会議公開規程

(趣旨)

第1 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会（以下「準備委員会」という。）の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開・非公開の取扱)

第2 準備委員会の会議は、原則として公開するものとする。

2 次のいずれかの場合にあつては、会長又は委員長がその会議に諮って非公開とすることができる。

- (1) 長野県情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

(補則)

第3 本規程に定めのない事項は、会長又は委員長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年2月28日から施行する。

この規程は、令和2年12月18日から施行する。